

政令第三十五号

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政

令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の七第三項及び第八条の八第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（割当ての方法及び基準）

第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の七第一項の割当てを受けようとする者は、別表第一第一項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。

2 法第八条の七第二項の割当てを受けようとする者は、別表第二第一項から第一二項まで及び第一四項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。

3 法第八条の八第一項の割当てを受けようとする者は、別表第三に掲げる物品について農林水産大臣に関

税割当申請書を提出しなければならない。

4 前二項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の七第二項又は第八条の八第一項に規定するメキシコが発給する証明書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。

5 前項の証明書は、その証明に係る物品について経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「メキシコ協定」という。）第十条に規定する統一規則に定める事項を記載し、かつ、メキシコにおいて同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。

6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第一に掲げる物品について同表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、次の事項を考慮して、同項の割当てを行うものとする。

一 その使用及び輸入の実績

二 その使用に関する計画

三 その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。

四 その割当てが不当に差別的でないこと。

7 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第二に掲げる物品について同表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、第四項の証明書に基づいて、第二項の割当てを行うものとする。

8 農林水産大臣は、第三項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第三に掲げる物品について同表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、次の事項を考慮して、第四項の証明書に基づき、第三項の割当てを行うものとする。

一 その使用及び輸入の実績

二 その使用に関する計画

三 その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。

四 その割当てが不当に差別的でないこと。

9 前三項の割当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当証明書」という。）を発給して行うものとする。

10 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表

第一第二項から第五項までに掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

11 前各項に規定するもののほか、関税割当申請書及び関税割当証明書の様式その他第一項から第三項までの割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

（通関手続等）

第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の七第一項若しくは第二項又は第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2 前項の輸入申告は、当該輸入申告に係る関税割当証明書の交付を受けた者の名をもってしなければならない

ない。

3 農林水産大臣又は経済産業大臣は、税関長に対し、関税割当証明書に係る物品の輸入について必要な事項の報告を求めることができる。

附 則

この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百十二号）の施行の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

項 名	品	目	数				量			
			メキシコ協定の効力発生の日（以下「発効日」という。）から平成一八年三月三十一日まで	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日まで	平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日まで	平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日まで	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	平成二四年四月一日から平成二五年三月三十一日まで

一	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二〇〇二・九〇号の二の（一）に掲げる物品のうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	一、〇〇〇 トン	一、〇〇〇 トン	一、〇〇〇 トン	一、〇〇〇 トン	一、〇〇〇 トン
二	関税率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の二及び二の（二）、第四一〇四・四九号の二の（二）及び二の（二）、第四一〇七・一一号の二の（二）、第四一〇七・一二号の二の（二）、第四一〇七・一九号の二の（二）、第四一〇七・九一号の二の（二）、第四一〇七・九二号の二の（二）並びに第四一〇七・九九号の二の（二）に掲げる物品	七〇、〇〇 〇平方メ トル	八四、〇〇 〇平方メ トル	一〇一、〇 〇〇平方メ トル	一二一、〇 〇〇平方メ トル	一四五、〇 〇〇平方メ トル
三	関税率表第四一〇四・四一号の二の（一）、第四一〇四・四九号の二の（一）、第四一〇七・一一号の二の（一）、第四一〇七・一二号の二の（一）、第四一〇七・一九号の二の（一）、第四一〇七・九一号の二の（一）、第四一〇七・九二号の二の（一）及び第四一〇七・九九号の二の（一）に掲げる物品	一五、〇〇 〇平方メ トル	一八、〇〇 〇平方メ トル	二二、〇〇 〇平方メ トル	二六、〇〇 〇平方メ トル	三一、〇〇 〇平方メ トル
四	関税率表第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一〇二・〇〇号の二の（一）及び第四一〇三・一〇号の二の（一）に掲げる物品	一五、〇〇 〇平方メ トル	一八、〇〇 〇平方メ トル	二二、〇〇 〇平方メ トル	二六、〇〇 〇平方メ トル	三一、〇〇 〇平方メ トル
五	関税率表第六四〇三・二〇号、第六四〇三・三〇号の一及び二の（二）、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の	二五〇、〇 〇〇足	三〇〇、〇 〇〇足	三六〇、〇 〇〇足	四三二、〇 〇〇足	五一八、〇 〇〇足

別表第二（第一条関係）

一	項 名					
	品	目				
関税率表第〇二〇一・二〇号に掲げる物品のうち四分体のもの以外のもの並びに同表第〇二〇一・三〇号、第〇二〇二・二〇号、第〇二〇二・三〇号、第〇二〇六・一〇号の二の(一)、第〇二〇六・二一号、第〇二〇六・二二号、第〇二〇六・二九号並びに第一六〇二・五〇号の二の(二)のBの(b)、(c)及び(d)のイに掲げる物品			発効日から 平成一八年 三月三十一 日まで	数		
			平成一八年 四月一日か ら平成一九 年三月三一 日まで			
	三、〇〇〇 トン		平成一九年 四月一日か ら平成二〇 年三月三一 日まで	量		
	四、〇〇〇 トン		平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三一 日まで			
	六、〇〇〇 トン		平成二一年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで			

(二)、第六四〇三・五九号の一の(二)及び二の(二)、第六四〇三・九一号の一の(二)及び二の(二)、第六四〇四・一九号の一の(一)、第六四〇四・二〇号の一の(一)並びに二の(一)のA及び(二)のA、第六四〇五・一〇号の一の(一)並びに第六四〇五・九〇号の一の(一)のA及び(二)のAの(a)に掲げる物品						

二	関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・四九号の二の(二)、第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げる物品	三八、〇〇 〇トン	五三、〇〇 〇トン	六五、〇〇 〇トン	七四、〇〇 〇トン	八〇、〇〇 〇トン
三	関税率表第〇二〇七・一一号、第〇二〇七・一二号、第〇二〇七・一三号、第〇二〇七・一四号の二、第一六〇二・三一号の二の(一)、第一六〇二・三二号の二及び第一六〇二・三九号の二の(一)に掲げる物品	―	二、五〇〇 トン	四、〇〇〇 トン	六、〇〇〇 トン	八、五〇〇 トン
四	関税率表第〇四〇九・〇〇号に掲げる物品	六〇〇トン	七〇〇トン	八〇〇トン	九〇〇トン	一、〇〇〇 トン
五	関税率表第〇八〇三・〇〇号の一に掲げる物品	二〇、〇〇 〇トン	二〇、〇〇 〇トン	二〇、〇〇 〇トン	二〇、〇〇 〇トン	二〇、〇〇 〇トン
六	関税率表第〇八〇五・一〇号に掲げる物品	―	―	二、〇〇〇 トン	三、〇〇〇 トン	四、〇〇〇 トン
七	関税率表第二〇〇九・一一号及び第二〇〇九・一九号に掲げる物品	三、八五〇 ・〇トン	四、〇六二 ・五トン	四、八七五 ・〇トン	五、六八七 ・五トン	六、二〇〇 ・〇トン
八	関税率表第二〇〇九・一二号に掲げる物品	七五〇・〇	九三七・五	一、一二五	一、三一二	一、五〇〇

別表第三（第一条関係）

項 名	品	
	目	
	発効日から 平成一八年 三月三十一 日まで	数量
	平成一八年 四月一日か ら平成一九 年三月三一 日まで	量

一四	関税率表第三五〇五・一〇号の二に掲げる物品	七〇トン	七〇トン	七〇トン	七〇トン	七〇トン
一三	関税率表第二九一八・一四号及び第二九一八・一五号の一に掲げる物品	二〇〇トン	二〇〇トン	二〇〇トン	二〇〇トン	二〇〇トン
一二	関税率表第二九〇五・四四号に掲げる物品	六〇〇トン	六〇〇トン	六〇〇トン	六〇〇トン	六〇〇トン
一一	関税率表第二一〇三・二〇号の二に掲げる物品	六〇トン	六〇トン	六〇トン	六〇トン	六〇トン
一〇	関税率表第二一〇三・二〇号の一に掲げる物品	八〇〇トン	八〇〇トン	八〇〇トン	八〇〇トン	八〇〇トン
九	関税率表第二〇〇九・五〇号の二に掲げる物品	一四〇トン	一四〇トン	一四〇トン	一四〇トン	一四〇トン
		トン	トン	・ 〇トン	・ 五トン	・ 〇トン

一	関税率表第〇二〇一・二〇号に掲げる物品のうち四分体のもの以外のもの並びに同表第〇二〇一・三〇号、第〇二〇二・二〇号、第〇二〇二・三〇号、第〇二〇六・一〇号の二の(一)、第〇二〇六・二一号、第〇二〇六・二二号、第〇二〇六・二九号並びに第一六〇二・五〇号の二の(二)のBの(b)、(c)及び(d)のイに掲げる物品	一〇トン	一〇トン
二	関税率表第〇二〇七・一一号、第〇二〇七・一二号、第〇二〇七・一三号、第〇二〇七・一四号の二、第一六〇二・三一号の二の(一)、第一六〇二・三二号の二及び第一六〇二・三九号の二の(一)に掲げる物品	一〇トン	一
三	関税率表第〇八〇五・一〇号に掲げる物品	一〇トン	一〇トン